

職員の営利企業への従事等の制限についての一部改正

職員の営利企業への従事等の制限について（平成12年5月9日付け職人第20号総務部長通知）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
職員の営利企業への従事等の制限について 1～2 （略） 3（1）～（2） （略） （3）ア 「その他全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められる場合」に該当する兼業先は、原則として別表のとおりとします。 イ～ウ （略） （新設）	職員の営利企業への従事等の制限について 1～2 （略） 3（1）～（2） （略） （3）ア 「その他全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められる場合」に該当する兼業先は、原則として<u>別表1及び2</u>のとおりとします。 イ～ウ （略） エ <u>株式会社等の営利企業で従事する場合（無報酬の場合を除く）は、人事課において、兼業の内容を確認し、従事の可否を判断するため、事前に所属長を経由して人事課に相談するものとします。</u>

改正前			改正後		
別表			別表 1		
	類 型	3 (3) の該当、非該当の別		類 型	3 (3) の該当、非該当の別
①～⑨	(略)	(略)	①～⑨	(略)	(略)
⑩	株式会社、 合名会社等 の営利企業	原則として、3 (3) に該当するものとする。 ただし、以下のいずれにも該当する場合は、この限りではない。 ① 県の出資法人等であって、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公共の福祉の増進に資するとともに県の事務又は事業と密接な関連を有するものであるとき。 ② 県がその施策の推進を図るため職員が役員等（非常勤かつ無報酬に限る。）に就任することが必要であると認められるとき。	⑩	株式会社、 合名会社等 の営利企業	原則として、3 (3) に該当するものとする。 ただし、<u>以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</u> <u>① ア及びイのいずれにも該当する場合</u> <u>ア 県の出資法人等であって、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公共の福祉の増進に資するとともに県の事務又は事業と密接な関連を有するものであるとき。</u> <u>イ 県がその施策の推進を図るため職員が役員等（非常勤かつ無報酬に限る。）に就任することが必要であると認められるとき。</u> <u>② ア又はイのいずれかに該当する場合</u> <u>ア 地域貢献活動や社会課題の解決に取り組む活動に従事するとき。</u> <u>イ 県や市町の政策として課題解決を図る活動に従事するとき。</u>

改正前

(新設)

改正後

別表 2

		条件①	条件②	許可	
		兼業先として適切かどうか	兼業の内容が適切かどうか		
どのような兼業をしたいか	報酬ありの場合	兼業先の企業、団体等		※3は人事課が判断 許可要件を満たすための兼業許可を申請（部総務課へ）	
		株式会社などの一般企業	原則、認められないが、兼業の内容によっては認められる。		※3及び4の条件を満たす必要がある。
		その他営利目的の会社等			
		NPO法人	原則、認められるが、※1に該当する場合は認められない。		※4の条件を満たす必要がある。
		社会福祉法人、学校法人、医療法人			
		国、市町村、独法、国公立大学	原則、認められる。		
	職員自ら営営を営む	自ら営利企業を営む場合の通知を確認			
	報酬なしの場合	一般企業の監査役など	※2に該当する場合は認められる。		
		NPO法人の手伝い	許可は不要		
		ボランティア活動			

※1
①団体がその設立目的に沿った活動実績があることを事業報告、活動計算書等により確認することができないとき。
②許可を行おうとする日前2年以内に、団体又はその役員若しくは役員であった者が、当該団体の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合（無罪の判決又は公訴棄却の決定が確定した場合を除く。）又は特定不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分のうち許認可等の取消しその他の団体の業務運営に重大な影響を及ぼすものをいう。）を受けた場合。

※2（①、②のいずれにも該当する必要がある。）
①県の出資法人等であって、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公共の福祉の増進に資するとともに県の事務又は事業と密接な関連を有するものであるとき。
②県がその施策の推進を図るため職員が役員等（非常勤かつ無報酬に限る。）に就任することが必要であると認められるとき。

※3（①、②のいずれかに該当する必要がある。）
①地域貢献活動や社会課題の解決に取り組む活動に従事する場合。
②県や市町の政策として課題解決を図る活動に従事する場合。

※4
①職責遂行に支障を及ぼすおそれがないか。
・職責の遂行に支障が生じないか。能率に悪影響を与えないか。
・健康面に悪影響を与えないか。
・週8時間又は1箇月30時間を超えないか、勤務日は1日3時間を超えないか。
②職務と利害関係があつて職務の公平な遂行に支障を及ぼすおそれがないか。
・免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等、特殊な関係にないか。（ただし、※2①、②のいずれにも該当する場合はこの限りではない。）
・県と兼業先との間に相反する利害関係を生ずるおそれや職務の公正を妨げるおそれがないか。
③その他全体の事仕者たる公務員として適当かどうか。
・兼業することが公務員としての信用を傷つけ、または職全体の不名誉となるおそれがないか。
・報酬を得る場合の報酬額は、社会的常識の範囲内か。